

■ 保全緑地の森づくり事業の考え方(令和元年度版)

鎌倉市都市景観部みどり課

はじめに

鎌倉市は、緑の基本計画のリーディング・プロジェクトで「緑の質の充実」として、「未来に誇れる価値ある緑の創造」の考え方を示し、この施策展開の一つとして、平成21年度より「確保緑地の適正整備事業」に継続して取り組んできました。

この事業は、これまで「保全すべき緑地の確保」の主要施策の一つとして進めてきた「特別緑地保全地区」の指定の取り組みにより確保した緑地のうち、市有緑地部分を対象にして、管理不足などにより荒廃の恐れのある緑地を適正に整備して、緑の質を高めていくことをとする事業です。

先般発生した台風による甚大な被害を持ち出すまでもなく、気候変動の報告は世界規模での深刻な問題となっており緊急の対応が叫ばれています。SDGsへの取組など、世界的な環境問題に対する機運の高まりから、生物多様性の保護や環境負荷を和らげる等の様々な機能を有し、都市基盤としての役割を担っている緑の重要性は今後さらに増していくものと考えられます。

その様な中、本市における緑地の機能を充実させる取組は、SDGsにおけるグローバル目標の一つとして、持続可能な開発のための包括的なアプローチの一つと位置づけられるものです。

この令和元年度版は、平成21年度から実施してきた本事業で得た知見や課題を踏まえて新たに、この貴重な緑地を未来に誇れる緑として整備、保全していくために全面改訂したものです。鎌倉市は、この貴重な緑地を未来に誇れる特別緑地保全地区^{※1}にふさわしい緑として、整備、保全していきます。

1 特別緑地保全地区の概要

(1) 指定状況

特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき都市における良好な自然環境となる豊かな緑を将来に継承するために保全する地区であり、地区内では行為制限に伴う土地の買入れ申出制度等により、鎌倉市有地となっている土地が既に約30ヘクタールの面積に達しています。

○令和元年11月1日現在の指定状況は次のとおりです。

種類	地区名	面積(約 ha)	指定年月日	指定主体
特別緑地保全地区	1 城廻地区	3.7	平成14年4月30日	鎌倉市
	2 昌清院地区	0.8	平成14年4月30日	鎌倉市
	3 岡本地区	3.2	平成14年4月30日	鎌倉市
	4 玉縄城址地区	2.4	平成15年6月17日	鎌倉市
	5 常盤山地区	19	平成17年9月13日 (平成23年10月18日変更)	神奈川県
	6 寺分一丁目地区	2.3	平成19年12月19日	鎌倉市
	7 天神山地区	5.0	平成20年9月16日	鎌倉市
	8 手広・笛田地区	6.0	平成21年9月14日	鎌倉市
	9 梶原五丁目地区	4.6	平成24年8月1日	鎌倉市
	10 等覚寺地区	1.8	平成24年8月1日	鎌倉市
	11 上町屋地区	0.6	平成30年6月15日	鎌倉市
小計		49.4		
近郊緑地特別保全地区	鎌倉近郊緑地特別保全地区	131	平成23年10月18日	神奈川県
	小計			
	合計	180.4		

¹ 対象地には、近郊緑地特別保全地区内の市有緑地も含みますが、当面は特別緑地保全地区内のものを優先します。

(2) 緑地内の樹林地

○特別緑地保全地区（約 49.4ha）の概ねは樹林地であり、一部に社寺境内、池沼、原野等が点在しています。

(3) 土地所有

○特別緑地保全地区 11 地区で約 6 割が市有緑地であり、約 4 割が民有緑地です。

○近郊緑地特別保全地区で市、県、財団法人所有地が約 2 割、約 8 割が民有緑地です。

○特別緑地保全地区候補地（約 44.9ha）のうち、約 2.2ha が市有緑地です。

(4) 地形・植生

ア 地形

- ・特別緑地保全地区は、概ね標高 100m 以下の起伏に富んだ丘陵地に位置しています。
- ・地区内の斜面では、30° 以上の急傾斜地も分布し、保安林の治山工事や急傾斜地崩壊危険区域の防災工事が実施されている緑地も一部に含まれています。

イ 植生

- ・特別緑地保全地区の概ねの潜在自然植生はヤブコウジースダジイ群集ですが、原植生はほとんど残されておらず、半自然的な代償植生が成立しています。
- ・特別緑地保全地区内の緑地の概ねを占める樹林地は、大きく次のタイプに分けられます。
 - i 常緑広葉樹林（ヤブコウジースダジイ群集、イノデータブ群集など）
 - ii 落葉広葉樹林（オニシバリーコナラ群集、ヤマザクラーコナラ群落など）
 - iii スギ・ヒノキ植林地
 - iv 竹林
 - v その他
- ・長期にわたり、除伐、間伐等の積極的かつ継続的な保育管理が行われていないため、放置することにより、荒廃の恐れがある緑地もあります。



ヒノキ植林地（樹齢 50 年以上）内の傾斜木（常盤山特別緑地保全地区内の市有緑地）



ヒノキ植林地（樹齢 50 年以上）内の放置された倒木（常盤山特別緑地保全地区内の市有緑地）

(5) 都市緑地法による管理等

- 都市緑地法では、買い入れた土地を、法律の目的に適合するように、また緑の基本計画記載事項に従って管理しなければならないこと、及び民有緑地については管理協定を締結して地方公共団体が管理することができる事が定められています。
- 近郊緑地保全区域については、国が定める円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画に、保全の基本方針や保全措置に必要とされる施設などが定められています。
- わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国により森林環境税及び森林環境譲与税制度が創設されました。
- 平成30年3月に樹立した鎌倉市森林整備計画(期間:平成30年4月1日から平成40年3月31日)には、「第1 森林の立木竹伐採に関する事項」の「3. その他必要事項」に、「竹の侵食を抑制する措置を講じること。」と記載しています。

(6) 緑地管理の実情

ア 市有緑地

- ・除草等、周辺住民からの要望に対応しています。(日照・落葉の苦情には対応していません。)
- ・「社会基盤施設マネジメント計画(平成28年3月)」では、緑地について、管理施設の予防保全型管理への転換や防災対策の視点を取り入れた計画的な維持管理、定期的な点検及び点検データの蓄積による、適正で継続的な維持管理を位置付けています。
- ・市有緑地の一部では、市と調整した上で市民ボランティアによる維持管理活動が行われています。
- ・予防保全型管理への転換と防災対策の視点による計画的な緑地の維持管理を目指し、平成30年度に緑地維持管理計画を策定し、樹木調査業務を実施しました。

イ 民有緑地

- ・鎌倉市樹林の管理に関する要綱及び樹林の管理に関する基準に基づき、土地所有者の申請をもとにして、予算の範囲内で、枝払いなどの支援策を講じています。
- ・鎌倉市緑地保全事業推進要綱に基づき、緑地保全契約を締結している、市街化区域内の土地の所有者には奨励金を予算の範囲内で交付しています。
- ・鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例に基づき、保存樹林の指定を受けている土地の所有者には、奨励金を予算の範囲内で交付しています。
- ・神奈川県自然保護奨励金交付要綱に基づき、1ha以上の土地所有者が緑地の手入れを行った場合、奨励金が交付されています。(県事業)

2 整備の必要性

(1) 法・計画の目的の実現

- 都市緑地法により、特別緑地保全地区には「良好な都市環境の形成」「健康で文化的な都市生活の確保」という環境面で質の確保が求められており、そのための緑地整備が必要です。
- 円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画に沿って、近郊緑地保全区域の良好な自然環境を保全するものとしています。

(2) 緑地荒廃の防止

- 緑の基本計画では、次の考え方を「緑の質の充実」として重点的に取り組むべき施策展開の一つと

(案)

して示しており、荒廃の恐れのある樹林地の整備が必要です。

- ・緑に恵まれているが、質的には管理不足などによる荒廃した樹林地などの課題がある。
- ・良好な都市環境を維持していくために、その基盤をなす緑を適正に管理し、緑の質を高めていくことが必要である。
- ・グリーン・マネジメントの考え方方に沿って、多角的な視点に立った適正管理を継続的に行うことによりすべての緑の質を高め、市民や企業等とも連携して、未来に誇れる価値ある緑を創造していく。

○本市の緑地は概ねが丘陵樹林地であり、放置すれば、急斜面地での樹木の巨木化、林床の裸地化による降雨時の土砂流出等など、緑地及び周辺市街地の災害の危険性が増加するため、適正に緑地を整備することは、将来の災害復旧工事と同工事による緑地の喪失の可能性を未然に低下させ得るものです。

○本市は、緑の基本計画を推進するために保全対象緑地の自然環境調査（平成15年3月）を行い、緑地保全上、適切な管理内容を検討して、自然環境の保全を図ることの必要性が確認されています。

(3) 生物多様性の保全

○平成21年度からの継続的な取組結果から、一定の整備を実施した緑地では、様々な生物の生息が確認でき、植生更新が多様な生態系の構成に繋がることがわかりました。

(4) 公有財産の適正管理

○市有緑地は、公有財産として、常に良好な状態において維持、保全する必要があります。

(5) 市民との連携

○緑の基本計画では、緑を地域共有の財産として受け止め、市民や企業等とも連携していく施策展開の考え方を示しています。

○急傾斜地や大径木となった危険木の伐採など比較的高度で専門的技術をもって行うべき整備を実施することにより、市民ボランティア等の活動可能な区域が拡大します。

○安全な作業ができるようになった区域では、市民と法目的や緑地の整備イメージ等を共有した上で、市民との連携を推進します。

3 これまでの取組における知見と課題

(1) 知見

- ・危険木や景観を阻害する樹木を取り除くことで、健全な緑地景観を形成することができました。
- ・安全な作業環境が整ったことで、緑地内の巡視や管理作業がしやすくなり、市民ボランティアと連携した管理作業ができる状況となりました。
- ・林床に日照が届くようになったところでは、植生の更新が進みました。シダ類などは保護に留意した刈払を行う必要があります。
- ・様々な生物の生息が確認でき、様々な植生があることにより鳥獣類についても多様な生態系を構成していることがわかりました。
- ・落葉広葉樹林への遷移を促すためにタケを駆除する場合は、旺盛な繁殖力に対応するために皆伐を3年以上継続して行う必要があります。

(案)

・径路を設置・確保することで、樹林地内の巡視ができるようになり、現況植生の確認や課題を把握に繋がります。

(2) 課題

i 常緑広葉樹林

・傾斜木や倒木、枯損木の発生に対しては、安全な作業環境の確保や健全な緑地景観の形成のため、林縁部ではその処理が必要です。

ii 落葉広葉樹林

・斜面地において落葉広葉樹林の萌芽更新を行い、知見を得る必要があります。

iii スギ・ヒノキ植林地

・スギ・ヒノキの人工林の更新手法について、無花粉品種の導入等を含め、検討します。

iv 竹林

・竹林の林縁部においては、拡大を防ぐためのタケ伐採を継続して行う必要があります。

・竹林については、地域特性に応じた適切な立木本数を検証します。

・タケの分解について、種々の手法を試みながら、経過観察をしていきます。

v 径路

・径路刈払は毎年継続して行うことで、生物多様性の保全及び作業環境の向上を図ります。特定の植物種が過度に増え過ぎない様に留意しながら進めます。

・シダ類等の保護に留意した刈払を行う必要があり、頻度や刈払幅、作業時期の検討を進めます。

4 事業の方向性

(1) 適正整備の方向性

○特別緑地保全地区及びその候補地として確保した市有緑地を対象として、緑地の質的向上を図ることを目的として、適正な整備を行います。

○放置することにより荒廃の恐れのある緑地から優先的に実施していきます。

(2) 整備の内容

○植生更新等により、生物多様性の保全を図ります。

○樹林地のタイプによる整備は次の内容を基本とします。

i 常緑広葉樹林（ヤブコウジースダジイ群集、イノデータブ群集など）

・過去の人為的な影響が無いか、緩斜面の樹林は自然林としてそのまま保全する。巨木化を放置することにより、がけ崩れの恐れがあり、かつ緊急性を要するものについて、物理的に斜面の安定を期して枝おろしを実施する。

・緑地景観の向上に必要な、傾斜木、倒木、枯損木を処理する。

・以上のほか、基本的に当面の事業実施の対象としない。

(案)

ii 落葉広葉樹林（オニシバリーコナラ群集、ヤマザクラーコナラ群落など）

- ・主に斜面地の巨木化した樹木を伐採する。萌芽を期待することに困難性を伴うため、皆伐を行わず、一定の緑地景観を確保できる範囲で実施する。
- ・5年程度を経て、伐採木の萌芽能力が確認できれば、残した大径木も萌芽更新伐探し、薪炭林等としての二次林の形態に類似した緑地を目指す。
- ・緑地景観の向上に必要な、倒木、枯損木を処理する。



iii スギ・ヒノキ植林地

- ・林床の植生回復が期待できる密度に除伐・間伐を行う。
- ・緑地景観の向上に必要な、倒木、枯損木を処理する。
- ・森林の伐期齢の下限を超える森林は、主伐による更新についても検討する。

iv 竹林

- ・竹林が既存の樹林地に生育範囲を拡大させることを抑制するため、タケの伐採を行う。
- ・竹林から広葉樹林への植生回復を図るため、タケ伐採後の林床においてササ刈等を行う。



スギ植林地（常盤山特別緑地保全地区内の市有緑地）

○樹林地内の巡視や適正な整備に必要な管理用経路を緑地内に設けます。

○育林や作業環境の向上のため、必要に応じて径路沿いや林床の下草刈りを行います。

○整備を行うことによって創出される、多様な生態系の保全に配慮します。

○緑地の機能保全に必要な軽易な施設を設けます。

○間伐材の利活用について検討します。

○その他、試行とモニタリングを繰り返し、作業による影響を見極めながら、必要に応じた作業を行っていきます。

(3) 実施時期

○年間を通じて、作業の内容に応じ、必要な場所で、適切な作業を、最も効果的な時期に実施することとします。

○樹木を対象とした作業の実施時期については、休眠期にあたる12月～翌年2月までを原則とします。

(4) 市民等との連携

- 地域住民やボランティア等、多様な主体が緑地の維持管理に参画できる場所としていきます。
- 多様な主体との連携を効率的に進めるため、市が緑地の整備イメージを明確にし、作業に携わる者全員が共有できるようにします。

(5) 知見と考え方の整理

- 事業対象地における適切なモニタリング手法の確立について検討します。
- 緑の基本計画の改訂時期に合わせ、おおむね5年ごとに本事業による知見の取りまとめを行います。
- 土地所有者を中心とした市民とも共有できる緑地の維持管理の考え方のモデルを示すことを目指します。
- 作業環境の向上や安全性等を見極めつつ、市民参加による環境調査や整備を実施します。

5 期待される効果

- 生物多様性の保全をはじめ、緑地の機能向上が期待できます。
- 健全で良好な緑地景観の形成が期待できます。
- 市民の自然とのふれあい活動の場として適切な緑地となることが期待できます。
- 市民ボランティアと連携して管理ができる緑地状況とすることが期待できます。
- 市民ボランティアとの連携を通じて、緑地保全に対する意識の普及・啓発が期待できます。
- 間伐材を有効活用することにより、森林資源の循環が期待できます。
- 主伐による森林の更新を図ることにより、二酸化炭素の吸収源としての働きの増大が期待できます。

《参考》特別緑地保全地区での緑地保全事業（イメージ）

